

出店者募集要項

申込締切：令和7年9月26日（金）

1 志木市民花火大会開催概要

- 名 称：第18回志木市民花火大会
- 開催日程：令和7年11月22日（土）
- 会 場：秋ヶ瀬総合運動場
- 主 催：志木市観光協会
- 後援予定：志木市、志木市教育委員会等
- 来場者数：第16回 約1.5万人（第17回は新型コロナウイルスの影響により中止）
- アクセス：東武東上線「志木駅」から無料シャトルバス運行
(会場から徒歩10分程度のところまで運行)

2 出店ブース概要

- 出店場所 秋ヶ瀬総合運動場付近
- 出店日時 令和7年11月22日（土） 午後4時00分から午後8時00分まで
 - ※ 希望者は正午から午後8時00分まで出店可能
 - ※ 花火大会が中止の際は、出店不可。
- 募集数 25ブース（キッチンカー可）
 - ※飲食店のみの募集となります。
 - ※応募者多数の場合は「抽選」となります。
 - ※会場等の都合により、募集数等は変更となる場合があります。
 - ※出店場所イメージは別紙参照
- 申込み上限 1団体につき原則として1ブースまで
- 出店料 5,000円（1ブース テント料金込み）
 - ※キッチンカーでの出店の場合、場所代として5,000円の出店料が発生します。
(テントは付きません)
 - ※テーブル・パイプ椅子は希望者のみ
 - ①テーブル1台500円、②パイプ椅子1脚100円
 - ※志木市観光協会が用意した以外のテーブルやイス、その他設備の持ち込みも可能です。
 - ※詳細は次の「3 設備等」参照
- 申込み期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月26日（金）まで
- 申込み方法 原則、申込書等の提出書類を電子申請受付フォームから提出いただきます。
ただし、電子申請による申請ができない場合に限り、観光協会窓口にて受け付けます。

3 設備等

□設備

1ブースにつき、以下の設備等を志木市観光協会が用意します。他の設備等で出店に必要な物品は、出店者各自でご用意ください。下記設備等を紛失、破損等した場合は購入実費を負担していただきます。

| | | | |
|---|-----|-------------|-------------------|
| 1 | テント | 1張（2間3間の半分） | W2,700mm×D3,600mm |
|---|-----|-------------|-------------------|

| | | | |
|---|------------------|-----------|------------------|
| 2 | テーブル (希望者のみ) | 1台あたり500円 | W1, 800mm×D600mm |
| 3 | パイプ椅子 (希望者のみ) | 1脚あたり100円 | 折りたたみ式 |

□注意事項

- ①電源の用意は一切ありません。各自発電機等をご用意願います。
- ②テント用の照明の用意は一切ありません。各自ご用意ください。
- ③いかなる場合においても営業補償は行いません。

4 出店対象等

□出店対象

出店の対象は、飲食物の販売のみとします。

□出店条件

出店を希望する者は、次に掲げる全ての条件に従うこととします。

- ①令和7年8月1日時点において、志木市商工会または市内商店会の会員であること。
- ②出店者本人（企業、団体等の場合は代表者）が申し込むこと。（本人以外の出店は認めない。）
- ③志木市観光協会の指定する期日までに出店料を支払うこと。
- ④出店者説明会に出席すること。
- ⑤賠償責任保険やPL保険等に参加し、出店によって生じた事故やトラブル等での来場者及び志木市観光協会等に対する補償に備えること。
- ⑥その他、志木市観光協会の指示に従うこと。

□出店不可事由

次のいずれかに該当するものは、出店することはできません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業
- ②公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- ③政治活動、宗教活動に係るもの
- ④人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれのあるもの
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する団体及び構成員によるもの。また、その関係業者を利用したり、役員、使用人等が関係者であるもの
- ⑥市民まつり・さくらフェスタ等において、出店の取消を受けたことがあるもの。
- ⑦上記に掲げるもののほか、志木市観光協会が不適切と認めるもの

5 申込み

□提出書類

- ①第18回志木市民花火大会 出店ブース申込書
- ②第18回志木市民花火大会 出店ブース誓約書
- ③店舗紹介文申請書
- ④代表者の顔写真入り公的身分証明書（免許証、パスポート等）の写し

※志木市観光協会が必要と認める場合は、他のイベント・祭り等への出店内容が分かる書類等を提出していただく場合があります。

※本募集要項の定める内容等に同意した上で申込みください。

※出店申込書の提出は出店を確約するものではありませんので、ご注意ください。

※締切日以降の申込みは、一切受け付けません。

※原則として提出された書類等は返却しません。

□申込み方法

申込みの際は、上記の提出書類を申込み期間内に、志木市観光協会ホームページに掲載されている電子申請フォームから提出してください。書類に不備がなく、申込み期間内に提出された場合のみ申込みが完了したものとします。

なお、原則として提出された書類等は返却しません。

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○申込み先 |
| 志木市観光協会事務局ホームページ掲載の電子申請フォーム (電子申請フォーム URL : https://logoform.jp/form/oyr6/1196324) |
| ○申込み期間 |
| 令和7年9月1日(月)から令和7年9月26日(金)午後4時30分まで 最終日必着 ※ 最終日の午後4時30分以降に届いた申請は全て無効です。 |

□出店者の抽選

申込み期間終了後、応募者多数の場合は抽選となります。

志木市観光協会にて審査・抽選し、令和7年10月10日(金)までに、抽選結果(出店可否)として「第18回志木市民花火大会 出店抽選結果通知書」を事務担当者あてにメールにてお知らせします。

※10月14日(火)までに抽選結果が届かない場合、事務局までお問い合わせください。

6 出店料

出店料入金期限 10月23日(木)

出店料 1ブースにつき5,000円

(テーブル・パイプ椅子の数に応じて料金が加算されますのでご注意ください)

※出店を許可された者は、送付される「ブース出店料請求書」に基づき、出店料を令和7年10月23日(木)までに、下記口座に振込んでください。

なお、金融機関等の都合により、入金期限日までに振込みの手続きを行ったが、志木市観光協会口座での入金確認が、期限日以降となる場合は、振込み手続きを行ったことが分かる書類を入金期限日までに、志木市観光協会に提出し、併せて確認が可能となる日を志木市観光協会に伝えてください。

入金先口座

川口信用金庫 志木支店(普) 0803707

志木市観光協会 会長 星野博之(シキシキョウキョウカクイチャウホシノヒロキ)

なお、振込みに際しては、以下の点に留意してください。

- ①申込みの企業・団体名を明記すること。
- ②振込手数料は、申込者が負担すること。
- ③振込明細書をもって、領収書の発行に代えさせていただきます。

営業補償

- ①既納の出店料は、原則として返金しません。
- ②会場レイアウトの変更や天候不良・社会情勢等による来場者の減少など、志木市観光協会はいかなる理由であっても営業に関する補償を一切行いません。また、営業物品等の買取りなども一切行いません。
- ③本募集要項に反する行為や志木市観光協会の指示に従わない場合、出店は即時中止とし、出店料は返金しません。また、出店に関する損害も補償しません。

7 出店者説明会

日時：①令和7年10月28日(火) 午前10時30分から午前11時30分頃まで

②令和7年10月28日(火) 午後1時30分から午後2時30分頃まで

(日時は変更となる場合があります。その際は、改めてお知らせいたします。)

場所：志木市役所3階 大会議室3-1

内容：出店ブース位置の決定、出店に当たっての衛生面・消防面等の注意、質疑応答

※出店者説明会には事務担当者又はそれに準じる代理者が必ず参加してください。

※この出店者説明会に欠席した場合、出店を辞退したものとみなします。

なお、特別な事情があると志木市観光協会が認めた場合は、この限りではありません。

※出店者説明会の詳細は、出店抽選結果通知書と合わせてお知らせします。

8 出店許可

□出店許可

出店を許可された者で、出店料の支払いや出店者説明会への出席等の条件を満たした者に、「第18回志木市民花火大会 出店ブース出店許可書」を交付します。交付を受けた者は、出店当日、出店許可書をブース内に備え、求めに応じ提示できるようにしてください。

□出店許可の取消し

出店の許可を受けた後であっても、許可を受けた者及びその関係者が「4 出店対象等」の出店不可事由のいずれかに該当することが明らかになった場合や志木市観光協会の指示に従わない場合は、出店許可を取り消します。出店許可の取り消しによって生じた損害等について、志木市観光協会はその責めを負わないものとします。

なお、出店不可事由の⑤に該当することが明らかとなった場合には、埼玉県暴力団排除条例及び志木市暴力団排除条例に従い、必要な措置を講じます。

9 各種申請

□各種申請の提出

出店を許可された者は、下記の書類を提出する必要があります。提出先へは志木市観光協会で取りまとめて提出します。申請書様式や提出方法等の詳細については、出店者説明会等で改めて通知します。この必要な申請書の提出を怠った場合、出店の許可を取り消す場合があります。

なお、下記の申請以外で、出店に当たり国や地方公共団体等への届出や許可が必要となる場合は、予め出店者の責任において手続き等を行ってください。

| 書類 | 対象 | 提出先 |
|---------------------------|------------|-------|
| 暴力団排除に関する誓約書 | 全ての出店者 | 朝霞警察署 |
| 露店等の開設届出書及び消火器位置を含むブース内略図 | 火器を使用する出店者 | 志木消防署 |
| 臨時出店の概要 | 全ての出店者 | 朝霞保健所 |

10 搬入・搬出等

出店（準備や撤去時を含む。）に際しては、志木市観光協会の指示に従い、以下の事項に関して万全の体制をとってください。

なお、出店者が志木市観光協会の指示に従わない場合、志木市観光協会は出店を即時中止させるとともに、次回以降の出店を拒否することができるものとします。

□搬入・搬出について

①搬入時間：11月22日（土）午前11時00分から午後2時00分まで（予定）

（正午からの出店者は、午前10時00分から午前11時00分まで（予定））

②搬出時間：11月22日（土）午後8時30分から午後9時30分まで

※搬入は交通規制が実施される前に行い、搬出は交通規制解除後の実施となります。

なお、途中の入退場は認められません。

※上記時間外での搬入・搬出は認めません。ただし、歩道等、歩行者の通行量によっては搬出時間が遅くなることがあります。

※上記時間以外での搬入・搬出は認めません。譲り合っでの搬入・搬出をお願いします。

□安全

①出店者は、来場者の安全を最優先に考え、刃物、調理器具、火気、熱源等を厳重に管理すること。特に、火器器具を使用する場合は、消火器等の消火用具を必ず備え、事故の防止に努めること。

②プロパンガス等を使用する出店者は、機器の点検、使用方法等の安全確認を十分に行い、火災や爆発等の重大な事故の発生の防止に努めるとともに、来場者の安全の確保を最優先にすること。また、燃料の補給や交換に当たっては、引火物のないことを十分に確認した上で行い、燃料は火気から十分に分離し、保管すること。

③その他、志木市観光協会、消防及び警察等の指導に従うこと。

□衛生

①食品等を扱う出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定、衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うとともに、出店者各自が自己の責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないよう十分注意すること。また、衛生管理等については、出店者の責任において対応すること。

②保健所の指導により、取扱い食品や作業内容に制限等があるため、出店者において必ず事前に朝霞保健所に問い合わせること。

□給排水

①会場内に排水設備は無いため、必要に応じて排水用タンク等を用意し、各自持ち帰りのうえ処分すること。また、排水を公園内に投棄する行為は固く禁じる。

②給水は、会場内に設置予定の給水車から可能。ただし、タンク内の水がなくなった時点で給水終了となる。給水できなかったことに対する対応及び損害賠償等は一切行わないので注意すること。

□環境対策

①会場内の美化に注意し、特にブース内及び周囲の清掃について責任をもって行うこと。

②ブース内においては、地面にブルーシートを必ず敷き、汚れやゴミ等に配慮すること。また、油を使用する商品を扱う場合には、段ボールも合わせて敷き、油汚れ等が地面に付着することを防ぐこと。

③出店に伴い発生したごみは出店者各自で持ち帰り、関連法令等を遵守し適切に処分すること。不法な廃棄は厳禁とする。

④ごみの排出量を削減し、環境に配慮した出店に努めること。(リユース食器やエコ容器の使用など)

□その他

①出店物品や金品等の管理、保管については、夜間を含め出店者各自で責任をもって行うこと。

盗難、損傷等が発生した場合でも志木市観光協会は一切の責任を負いません。

②出店者の行為により火災や食中毒などの損害を賠償すべき事案が発生した場合、出店者各自の責任において誠実に対応すること。

③来店者の整列や誘導は出店者各自で行い、対応すること。

④出店者の行為により発生した事故等について、志木市観光協会は一切の責任を負いません。

1 1 駐車場

駐車場は1ブースにつき普通車1台分用意します。駐車場利用者には、志木市観光協会から駐車券を交付します。駐車場で発生した事故・盗難等のトラブルについて、志木市観光協会は一切の責任を負いません。

なお、志木市観光協会が用意する駐車場は、花火大会開催時及び開催前後に、交通規制が実施されるエリアとなります。交通規制時間中の車両の出し入れができません。条件に見合わない場合は、出店者各自の負担で駐車場を用意してください。

○花火打上時間 11月22日(土)午後6時00分から午後7時00分まで(予定)

○入庫可能時間 11月22日(土)午前11時00分から午後2時00分まで(予定)

(正午からの出店者は、午前10時00分から午前11時00分まで(予定))

○出庫可能時間 11月22日(土)午後8時30分から午後9時30分まで(予定)

1 2 その他

□志木市観光協会は、荒天のほか特別な事情で中止や時間短縮をする場合がありますが、その際の出店等に係る損害については、一切の責任を負いません。

□本募集要項に定めのない事項については、志木市観光協会でその都度決定します。また、補足の必要が生じた場合は、志木市観光協会公式ホームページに適宜掲載します。

□本募集要項は令和7年9月1日現在のものです。社会情勢の変化等により本要項の記載内容が変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

□花火大会の翌日に、会場及び近隣の清掃活動を実施しますので、ご協力お願いいたします。

1 3 問合せ先

□問合せ先

志木市観光協会事務局（志木市役所産業観光課内）

- 1 【住所】 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号
- 2 【電話】 048-475-7360
- 3 【FAX】 048-474-4462
- 4 【メール】 sankan@city.shiki.lg.jp

□受付時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後4時30分まで

※お問い合わせに対する回答までにお時間をいただく場合があります